

○山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則

平成十九年七月九日

山梨県規則第三十四号

改正 平成二十三年一〇月一七日規則第二九号

平成二七年三月二五日規則第九号

令和元年一〇月一八日規則第一五号

令和八年一〇月一六日規則第三七号

〔山梨県医師修学資金貸与条例施行規則〕を次のように定める。

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則

(平二七規則九・改称)

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 修学資金（第五条―第二十条）

第三章 研修資金（第二十一条―第二十六条）

附則

第一章 総則

(平二七規則九・章名追加)

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成十九年山梨県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二七規則九・一部改正)

(特定診療科)

第二条 条例第二条第三号の医師の確保が特に必要な診療科として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 外科

二 産科

三 麻酔科

四 総合診療（患者を総合的に診断し、必要に応じ、治療を行い、又は当該患者の疾患の状況に応じた適切な診療科若しくは医療機関を紹介することをいう。）を実施する診療科

(平二七規則九・追加)

(公立病院等)

第三条 条例第二条第五号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による知事の認定を受けたもの
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所で県、市町村、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合又は国民健康保険法施行法(昭和三十二年法律第九十三号)第二条の規定により国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める施設
(平二七規則九・旧第二条繰下・一部改正)

(特定公立病院等)

第四条 条例第二条第六号の公立病院等のうち医師の確保が特に必要であるものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院で独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの
- 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院
- 三 前条第二号に掲げるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める施設
(平二七規則九・旧第三条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

第二章 修学資金

(平二七規則九・章名追加)

(貸与の申請)

第五条 条例第三条第一項の申請をしようとする者は、医師修学資金貸与申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 在学証明書
- 二 本籍の記載された住民票の写し
- 三 条例第五条の連帯保証人(以下この章において「保証人」という。)の所得を証する

書類

四 保証人の印鑑証明書

五 医師免許証の写し（第三種医師修学資金の貸与の申請の場合に限る。）

（平二七規則九・旧第四条繰下・一部改正）

（貸与の決定）

第六条 知事は、前条の規定により提出された医師修学資金貸与申請書及び添付書類を審査し、医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（平二七規則九・旧第五条繰下・一部改正）

（契約書）

第七条 条例第三条第一項の契約は、医師修学資金貸与契約書（第二号様式）により締結するものとする。

（平二七規則九・旧第六条繰下）

（保証人）

第八条 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一人は、親権者又は後見人でなければならない。

3 修学資金の貸与を受けている者又は修学資金の貸与を受けた者（修学資金又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息の返還の債務を有する者に限る。第二十条第一項及び第三項において「修学資金貸与者」という。）は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、若しくは保証人として適当でない事由が生じたとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、医師修学資金・医師研修資金等保証人変更願（第三号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 新たな保証人の所得を証する書類

二 新たな保証人の印鑑証明書

（平二七規則九・旧第七条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正）

（貸与の方法）

第九条 修学資金は、十二月分を一括して四月から六月までの期間内に貸与する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（平二七規則九・旧第八条繰下、令八規則三七・一部改正）

(借用証書の提出)

第十条 修学資金の貸与契約に係る全額(条例第六条第一項の規定により契約が解除されたときは、解除されたときまでの全額)の貸与を受けた者は、当該修学資金の受領後、速やかに、医師修学資金・医師研修資金借用証書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二七規則九・旧第九条繰下・一部改正)

(契約解除の通知)

第十一条 知事は、条例第六条第一項の規定により契約を解除するときは、その旨を当該契約の相手方及びその保証人に通知するものとする。

(平二七規則九・旧第十条繰下・一部改正)

(貸与の辞退)

第十二条 修学資金の貸与を受けている者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、医師修学資金・医師研修資金貸与辞退願(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二七規則九・旧第十一条繰下・一部改正)

(医療機関の指定)

第十三条 知事は、条例第七条第一項第二号の規定により特定公立病院等を指定しようとするときは、医療法第三十条の二十五第三項の規定により同項に規定する地域医療支援事務の全部又は一部を委託した者の意見を聴くものとする。

(平二七規則九・追加、令元規則一五・一部改正)

(医師の業務に従事した期間の計算)

第十四条 条例第七条第一項第一号から第三号までに規定する医師の業務(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修(専門研修を受ける者にあつては、臨床研修及び専門研修)を含む。以下この条並びに第二十条第一項第八号及び第九号において同じ。)に従事した期間は、医師の業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、医師の業務に従事しなくなった月において再び医師の業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算するものとする。

2 前項の規定により医師の業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職(医師の業務に起因するものを除く。以下この項において同じ。)又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月から当該休職又は停職の期間

の終了する日の属する月までの月数を除くものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職又は停職の期間が開始することとなったときは、その月を一月として除くものとする。

(平二三規則二九・一部改正、平二七規則九・旧第十二条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

(返還の債務の裁量免除)

第十四条の二 知事は、条例第九条第二項の規定により、第二種医師修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の規定により返還を行う場合であって、当該者が条例第七条第一項第二号の規定により知事が指定する県内の特定公立病院等において次の各号に掲げる期間医師の業務に従事したときは、当該貸与を受けた第二種医師修学資金及び条例第八条の規定により当該第二種医師修学資金に付された利息の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)について、当該各号に定める額を免除することができる。

一 六年以上七年未満 返還の債務の額の四分の一に相当する額

二 七年以上八年未満 返還の債務の額の四分の二に相当する額

三 八年以上九年未満 返還の債務の額の四分の三に相当する額

2 知事は、条例第九条第二項の規定により、修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の規定により返還を行う場合であって、その理由が当該者の責めに帰すことができないと認められるものであるときは、同条の規定により修学資金に付された利息の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)の全部又は一部を免除することができる。

3 第一項に規定する医師の業務に従事した期間の計算については、前条の規定を準用する。

(令八規則三七・追加)

(返還の債務の免除の申請)

第十五条 条例第七条第一項又は第九条第一項若しくは第二項の規定により修学資金又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息の返還の債務の免除を受けようとする者は、医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書(第六号様式)に条例第七条第一項各号又は第九条第一項若しくは第二項のいずれかに該当する事実を証するに足る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(平二七規則九・旧第十三条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

(返還の債務の免除の決定)

第十六条 知事は、前条の規定により提出された医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書及び添付書類を審査し、修学資金又は条例第八条の規定により当該修学資金に付

された利息の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(平二七規則九・旧第十四条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

(返還の債務の猶予の申請)

第十七条 条例第十条の規定により修学資金等の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書(第七号様式)に同条各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(平二七規則九・旧第十五条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

(返還の債務の猶予の決定)

第十八条 知事は、前条の規定により提出された医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書及び添付書類を審査し、修学資金等の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(平二七規則九・旧第十六条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

(学業成績表の提出)

第十九条 条例第十二条の学業成績表の提出は、毎年四月十五日までに、前学年度末における学業成績を証する書類を提出することにより行うものとする。

(平二七規則九・旧第十七条繰下)

(届出)

第二十条 修学資金貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、状況届(第八号様式)にその事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。
- 二 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- 三 原学年に留め置かれたとき。
- 四 退学したとき。
- 五 卒業し、又は課程を修了したとき。
- 六 保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき。
- 七 医師免許を受けたとき。
- 八 医師の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
- 九 医師の業務に従事する施設を変更したとき。

2 修学資金の貸与を受けた者(修学資金又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息の返還の債務を有する者に限る。)は、毎年四月一日現在の状況について現況届

(第九号様式)を作成し同月十五日までに知事に提出しなければならない。

- 3 保証人は、修学資金貸与者が死亡したときは、速やかに、死亡届(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二七規則九・旧第十八条繰下・一部改正、令元規則一五・一部改正)

第三章 研修資金

(平二七規則九・章名追加)

(貸与の申請)

第二十一条 条例第十三条第二項の申請をしようとする者は、医師研修資金貸与申請書(第十一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 本籍の記載された住民票の写し
- 二 条例第二十一条において準用する条例第五条の連帯保証人(以下この章において「保証人」という。)の所得を証する書類
- 三 保証人の印鑑証明書
- 四 医師免許証の写し

(平二七規則九・追加)

(貸与の決定)

第二十二条 知事は、前条の規定により提出された医師研修資金貸与申請書及び添付書類を審査し、研修資金(条例第十三条第二項に規定する研修資金をいう。以下同じ。)の貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(平二七規則九・追加)

(契約書)

第二十三条 条例第十三条第二項の契約は、医師研修資金貸与契約書(第十二号様式)により締結するものとする。

(平二七規則九・追加)

(研修証明書の提出)

第二十四条 条例第二十条の専門研修を受けていることを証明する書類の提出は、毎年四月十五日までに、研修証明書(第十三号様式)を提出することにより行うものとする。

(平二七規則九・追加)

(届出)

第二十五条 研修資金の貸与を受けている者又は研修資金の貸与を受けた者(研修資金又は条例第十七条の規定により当該研修資金に付された利息の返還の債務を有する者に限る。

第三項において「研修資金貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、状況届(第八号様式)にその事実を証するに足る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。
 - 二 専門研修を休止し、又は再開したとき。
 - 三 専門研修を受ける病院を変更したとき。
 - 四 専門研修を中止したとき。
 - 五 保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき。
 - 六 研修資金の貸与期間満了後に医師の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
 - 七 研修資金の貸与期間満了後に医師の業務に従事する施設を変更したとき。
- 2 研修資金の貸与を受けた者(研修資金又は条例第十七条の規定により当該研修資金に付された利息の返還の債務を有する者に限る。)は、毎年四月一日現在の状況について現況届(第九号様式)を作成し同月十五日までに知事に提出しなければならない。
- 3 保証人は、研修資金貸与者が死亡したときは、速やかに、死亡届(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二七規則九・追加、令元規則一五・一部改正)

(準用)

第二十六条 第八条第一項及び第三項、第九条から第十二条まで、第十四条並びに第十五条から第十八条までの規定は、研修資金について準用する。この場合において、第八条第三項中「修学資金の貸与を受けている者又は修学資金の貸与を受けた者(修学資金又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息の返還の債務を有する者に限る。第二十条第一項及び第三項において「修学資金貸与者」という。)」とあるのは「第二十五条第一項に規定する研修資金貸与者」と、第十条及び第十一条中「第六条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、第十四条第一項中「第七条第一項第一号から第三号までに規定する医師の業務(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修(専門研修を受ける者にあつては、臨床研修及び専門研修)を含む。以下この条並びに第二十条第一項第八号及び第九号において同じ。)」とあるのは「第十六条第一号に規定する医師の業務」と、第十五条中「第七条第一項又は第九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十六条又は第十八条第一項若しくは第二項」と、「条例第七条第一項各号又は第九条第一項若しくは第二項」とあるのは「条例第十六条各号又は第十八条第一項若しくは第二項」と、第十七条中「第十条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとす

る。

(平二七規則九・追加、令元規則一五・一部改正、令八規則三七・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二三年規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（令和元年規則第一五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（令和八年規則第三七号）

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

医師修学資金貸与申請書

次のとおり修学資金の貸与を申請します。なお、修学資金の貸与を受けることとなったときは、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

医 師 修 学 資 金 の 種 別			
貸 与 申 請 額		円	貸与期間 年 月から 年 月まで
申 請 者	氏 名 生年月日	年 月 日生	
	本 籍		
	住所及び 連 絡 先		
	帰省先の 住所及び 連 絡 先		
大 学 又 は 大 学 院	名 称		
	学部及び学科又は研究科		
	所 在 地		
	入 学 年 月	年 月	
	卒業又は修了予定年月	年 月	
卒業した中学校及び高等学校 の 名 称 等			
医師免許取得状況(第3種医師 修学資金貸与申請者のみ)		登録年月日 登録番号	

保 証 人	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
	本 籍	
	住所及び連絡先	
	職 業	
	本人との続柄	
保 証 人	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
	本 籍	
	住所及び連絡先	
	職 業	
	本人との続柄	
申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して当該修学資金に係る債務及びその債務に付随して生じる債務を負担します。 年 月 日 保証人 印 保証人 印		

第2号様式（第7条関係）

医師修学資金貸与契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成19年山梨県条例第32号。以下
「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、医師修学資金（以下「修学資金」とい
う。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 修学資金の種別
- (2) 貸与月額 円
- (3) 貸与期間 年 月から 年 月まで

第2条 乙は、修学資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師修学資金及び医師研
修資金貸与条例施行規則（平成19年山梨県規則第34号。以下「規則」という。）に
基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 条例第8条各号のいずれかに該当するときは、乙は、当該各号に掲げる理由が生
じた日の属する月の翌月末日までに、既に貸与を受けた修学資金に同条に規定する日数
に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第4条 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた修学
資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既
に貸与を受けた修学資金に、貸与を受けた日の翌日から不正に修学資金の貸与を受けた
ことを甲が確認した日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付
して返還しなければならない。

第5条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第6条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解
釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法
令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲） 住所
氏名 山梨県知事 印

借主（乙） 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

第3号様式(第8条、第26条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号
住所
氏名 印

医師修学資金・医師研修資金等保証人変更願

次のとおり保証人の変更を承認してください。

新 保 証 人	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
	本 籍	
	住所及び連絡先	
	職 業	
	本人との続柄	
旧 保 証 人 の 氏 名		
変 更 の 理 由		

が貸与を受ける(受けた)修学資金(研修資金)については、本人と連帯して当該修学資金(研修資金)に係る債務及びその債務に付随して生じる債務を負担します。

年 月 日

新保証人 印

第4号様式(第10条、第26条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号
住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

医師修学資金・医師研修資金借用証書

次のとおり修学資金(研修資金)を借用しました。

金 額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで

第5号様式(第12条、第26条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号
住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

医師修学資金・医師研修資金貸与辞退願

次のとおり修学資金(研修資金)の貸与を受けることを辞退します。

貸与決定金額		円
借用済金額		円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで	
辞 退 の 時 期	年 月から	
辞 退 金 額		円
辞 退 の 理 由		
備 考		

第6号様式(第15条、第26条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書

次のとおり修学資金(研修資金)又は山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例第8条(第17条)の規定により当該修学資金(研修資金)に付された利息の返還の債務の免除を申請します。

1 対象者

氏 名		決定番号	
大学若しくは大学院又は専門研修の名称等	年 月(卒業・修了・退学)		

2 免除申請の内容

資 金 の 種 別	
借 用 済 金 額	円
利 息 の 金 額	円
免 除 申 請 金 額	円
免除を申請する理由	

3 公立病院等又は特定公立病院等に勤務した期間

期 間	勤 務 施 設 等	備 考
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
期 間 の 合 計	年 月	

4 その他の期間

期 間	状 況 等	備 考
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
期 間 の 合 計	年 月	

5 添付書類

第7号様式(第17条、第26条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書

次のとおり修学資金(研修資金)等の返還の債務の履行の猶予を申請します。

1 対象者

氏 名		決定番号	
大学若しくは大学院 又は専門研修の名称 等	年 月(卒業・修了・退学)		

2 猶予申請の内容

資 金 の 種 別	
借 用 済 金 額	円
利 息 の 金 額	円
猶 予 申 請 金 額	円
猶 予 期 間	年 月から 年 月まで
猶予を申請する理由	

3 添付書類

第8号様式(第20条、第25条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

状況届

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第20条第1項(第25条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象者

氏 名		決定番号	
大学若しくは大学院 又は専門研修の名称 等	年 月(卒業・修了・退学)		

2 氏名、本籍又は住所の変更の場合

	変 更 後	変 更 前
氏 名		
本 籍		
住 所		

3 その他の届出事項

4 添付書類

第9号様式(第20条、第25条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

現況届

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第20条第2項(第25条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象者

氏 名		決定番号	
大学若しくは大学院又は専門研修の名称等	年 月(卒業・修了・退学)		
医師免許の登録状況	年 月 日登録	登録番号	第 号

2 現在の状況

初期臨床研修又は専門研修を受けている場合	医 療 機 関 の 名 称	
	医 療 機 関 の 所 在 地	
	初 期 臨 床 研 修 又 は 専 門 研 修 の 期 間	年 月から
医療機関に勤務している場合	医 療 機 関 の 名 称	
	医 療 機 関 の 所 在 地	
	診 療 科 の 名 称	
	勤 務 の 期 間	年 月から
大学又は大学院に在学している場合	大学又は大学院の名称等	
	卒業又は修了予定年月	年 月
その他の場合		

3 医療機関等記入欄

この者は、次の施設(大学・大学院)に勤務(在学)していること又は勤務(在学)していたことを証明します。	
年 月 日	(医療機関等の長) 印

第10号様式(第20条、第25条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

保証人 住所
氏名 印

死亡届

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第20条第3項(第25条第3項)の規定により、修学資金(研修資金)の貸与を受けている(受けた)者が死亡したので、届け出ます。

1 貸与を受けている(受けた)者

氏 名		決定番号	
大学若しくは大学院 又は専門研修の名称 等	年 月(卒業・修了・退学・在学)		

2 添付書類

第11号様式(第21条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

医師研修資金貸与申請書

次のとおり研修資金の貸与を申請します。なお、研修資金の貸与を受けることとなったときは、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

貸与申請額		円	貸与期間	年 月から 年 月まで		
申請者	氏名					
	生年月日	年	月	日生		
	本籍					
	住所及び連絡先					
	帰省先の住所及び連絡先					
研修の概要	診療科					
	研修期間	年 月から 年 月まで				
	研修を受ける主たる研修機関					
卒業した大学の名称等		大学 年 月卒業				
医師免許取得状況		登録年月日 登録番号				

研修医療機関記入欄

この者は、次の施設で専門研修を受けていることを証明します。	
年 月 日	(医療機関の長) 印

保証人	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
	職業	
保証人	本人との続柄	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
保証人	職業	
	本人との続柄	

申請者が貸与を受ける研修資金については、本人と連帯して当該研修資金に係る債務及びその債務に付随して生じる債務を負担します。		
年 月 日	保証人	印
	保証人	印

第12号様式(第23条関係)

医師研修資金貸与契約書

山梨県知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例(平成19年山梨県条例第32号。以下「条例」という。)第13条第2項の規定に基づき、研修資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり研修資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで

第2条 乙は、研修資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則(平成19年山梨県規則第34号。以下「規則」という。)に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 条例第17条各号のいずれかに該当するときは、乙は、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、既に貸与を受けた研修資金に貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる理由が生じた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第4条 甲は、乙が不正に研修資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた研修資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既に貸与を受けた研修資金に、貸与を受けた日の翌日から不正に研修資金の貸与を受けたことを甲が確認した日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第5条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第6条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法(明治29年法律第89号)その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主(甲)	住所	
	氏名	山梨県知事 印
借主(乙)	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印

第13号様式(第24条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

研修証明書

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第24条の規定により、次のとおり専門研修を受けていることを証明する書類を提出します。

氏名		決定番号	
診療科			
研修期間	年 月から 年 月まで		
研修を受けている医療機関			

医療機関等記入欄

この者は、次の施設で専門研修を受けていることを証明します。

年 月 日

(医療機関等の長)

印

第1号様式（第5条関係）

（平27規則9・令元規則15・一部改正）

第2号様式（第7条関係）

（令元規則15・全改、令8規則37・一部改正）

第3号様式（第8条、第26条関係）

（平27規則9・令元規則15・一部改正）

第4号様式（第10条、第26条関係）

（平27規則9・一部改正）

第5号様式（第12条、第26条関係）

（平27規則9・一部改正）

第6号様式（第15条、第26条関係）

（平27規則9・令元規則15・一部改正）

第7号様式（第17条、第26条関係）

（平27規則9・令元規則15・一部改正）

第8号様式（第20条、第25条関係）

（平27規則9・一部改正）

第9号様式（第20条、第25条関係）

（平27規則9・令元規則15・一部改正）

第10号様式（第20条、第25条関係）

（平27規則9・一部改正）

第11号様式（第21条関係）

（平27規則9・追加、令元規則15・一部改正）

第12号様式（第23条関係）

（令元規則15・全改）

第13号様式（第24条関係）

（平27規則9・追加）